（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第十三条の二本文の項を次のように改める。

第十三条の二	その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客	当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係のある者（以下この条及び次条において「特殊関係者」という。）又は当該特殊関係者の顧客
	若しくは	又は
	ときその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき	ときその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき

第九条の表第五十二条の二第二項の項中「第五十二条の二第二項」を「第五十二条の二第三項」に改める。

第十六条の二の二第一項及び第二項中「第五十二条の二十一の二第二項」を「第五十二条の二十一の三第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第五十二条の二十一の二第三項」を「第五十二条の二十一の三第三項」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「を子会社とすることとなるものを除く。）により」を「（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により」に、「を子会社とすることとなるものを除く。）に係る」を「（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る」に改め、同項第五号中「第八条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第五十二条の二第二項」を「第五十二条の二第三項」に、「及び第五十三条第一項」を「並びに第五十三条第一項」に改め、「第二項並びに」及び「準用する」の下に「法」を加える。

第十七条の三第一項第一号中「を子会社とすることとなるものを除く。）により」を「（同条第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により」に、「を子会社とすることとなるものの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る」を「（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る」に改める。

第十七条の四第一項第五号中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第二条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第五号中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改める。

第十三条第一項中「の規定において」を「において」に改め、「の字句で」を削り、「ものは」を「字句は」に、「下欄の」を「下欄に掲げる」に改め、同項の表第十二条の二第一項の項中「この項において」を削り、同表第十三条の二の項を次のように改める。

第十三条の二	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）	子会社
	若しくは	又は
	ときその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき	ときその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき

第十三条第一項の表第三十七条第一項第一号の項中「いう」の下に「。第五十七条の七第二項において同じ」を加え、同表に次のように加える。

第五十七条の七第二項	銀行、銀行主要株主、銀行持株会社	金庫

第三条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四十九号中「及び同条第八項」を「、同条第八項に規定する仮想通貨交換業者が行う同条第七項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第十三項」に、「同法第九十九条第一項各号列記以外の部分」を「同条第十四項」に改める。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第四条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同項の表第十二条の二第二項、第十三条の三の項の次に次のように加える。

第十三条の三の二第一項	銀行業	長期信用銀行の業務
第十三条の三の二第三項	総株主等の議決権	総株主又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）